第14　販売取扱所

（危政令第18条）

1　区　分

⑴　販売取扱所は屋内貯蔵所のように貯蔵を目的とするものでなく、店舗において危険物を容器入りのままで販売するものであり、塗料店、化学薬品店、農薬販売店等がある。

⑵　「店舗」とは、建築物内において危険物を販売する施設をいうものであり、危険物を配合する室を除き、容器入りのままでの取扱いに限られるものである。

⑶　非危険物の塗料、塗料用はけ、ローラー等塗装作業に関連する物品の陳列販売は、可燃物と危険物の陳列スペースを区分することにより必要最小限認められる。

⑷　販売取扱所における危険物の取扱数量は、１日の販売数量で算定するものではなく、保有量で算定するものである。

⑸　この取扱数量の倍数により第一種販売取扱所と第二種販売取扱所に区分されるものである。

⑹　客が建築物の他用途部分を通過し、販売取扱所へ出入りことは認められない。

⑺　販売取扱所内に、事務室その他取扱所の業務に必要な室を設けることができる。

2　位置、構造及び設備の基準

⑴　第一種販売取扱所（危政令第18条第１項）

ア　標識、掲示板は、第５「製造所」５（３）の例による。

イ　建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分の壁は、耐火構造又は不燃材料のみで造られた準耐火構造の壁とすること。

ウ　危政令第18条第１項第３号ただし書に規定する「隔壁」（以下「他用途部分との隔壁」という。）は、開口部のない耐火構造とすること。ただし、第一種販売取扱所に限り連絡等のためやむを得ない理由により出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とするものである。

エ　他用途部分との隔壁に監視用ののぞき窓を設ける場合は、最小限のものとし、はめごろしの網入りガラス（煙感知器連動又は温度ヒューズ付特定防火設備を設けるものに限る。）とすること。【昭51.7.12 消防危第23－3号】

オ　販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものである。

カ　販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするものとする。

キ　販売取扱所に事務室その他の取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次による。（第14－１図参照）◆

（ア）耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。

（イ）出入口には、自動閉鎖式の防火設備を設ける。

（ウ）出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

（エ）販売取扱所に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入りガラスとする。

（オ）出入口の敷居の高さは、床面から0.1メートル以上とする。

（カ）建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じる。

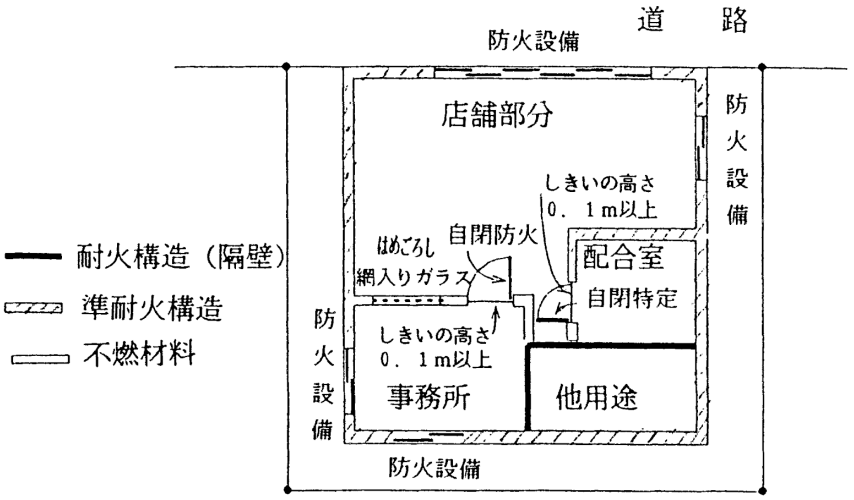

第14－１図　事務室の設置例

ク　危政令第１８条第１項第８号に規定する「電気設備」については、第１８「電気設備」による。ただし、店舗又は事務所部分については、可燃性蒸気が滞留するおそれがないことから、第１８「電気設備」１（１）の適用範囲にかかわらず、防爆構造としないことができる。

ケ　危険物を配合する室は次によること。

（ア）危政令第18条第１項第９号ロに規定する「壁」は、準耐火構造で造った壁で区画する。◆

（イ）出入口には、自動閉鎖式の特定防火設備を設ける。

（ウ）出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

（エ）販売取扱所に面した窓にガラスを用いる場合、はめ殺しの網入りガラスとする。◆

（オ）出入口の敷居の高さは、床面から0.1メートル以上とする。

（カ）危政令第18条第１項第９号ハに規定する「危険物が浸透しない構造」とは、第５「製造所」５（８）の例によること。

（キ）危政令第18条第１項第９号ハに規定する「適当な傾斜」とは、第５「製造所」５（11）アの例によること。

（ク）危政令第18条第１項第９号ハに規定する「貯留設備」とは、第５「製造所」５（11）エの例によること。

（ケ）危政令第18条第１項第９号ヘに規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備」については、第17「換気設備等」によること。

コ　第一種販売取扱所の位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所とならないようにすること。◆

サ　容器の陳列棚は、原則として不燃性のものを使用し、陳列棚が転倒し又は容器が落下しないような措置を講ずる。

⑵　第二種販売取扱所（危政令第18条第２項）

前記（１）（イ、ウを除く。）によるほか、次による。

ア　上階への延焼を防止するための措置

（ア）危政令第18条第２項第２号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法がある。（第14－２図参照）【昭46.7.27 消防予第106号】

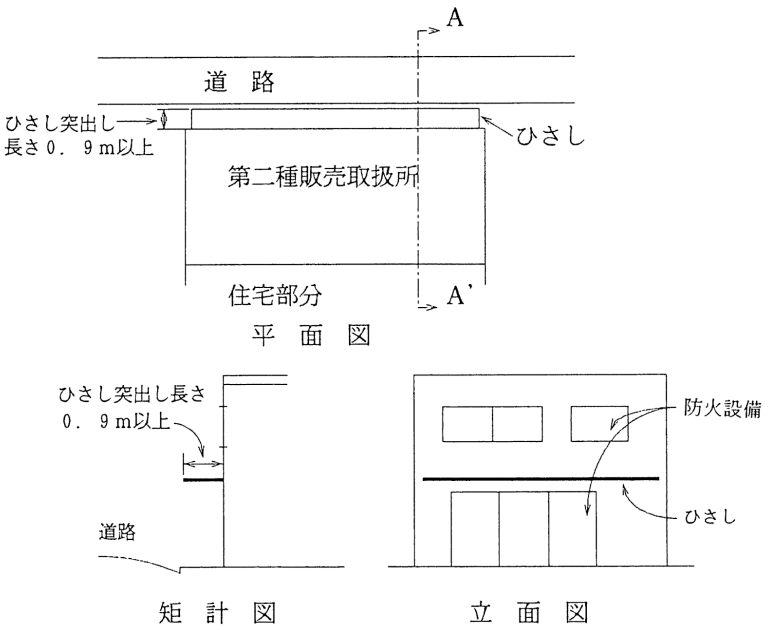

第14－２図　上階への延焼を防止するための措置例

（イ）上階の外壁が耐火又は防火構造であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめごろしの防火設備が設けられている方法がある。（第14－３図参照）【昭48.8.2 消防予第121号】

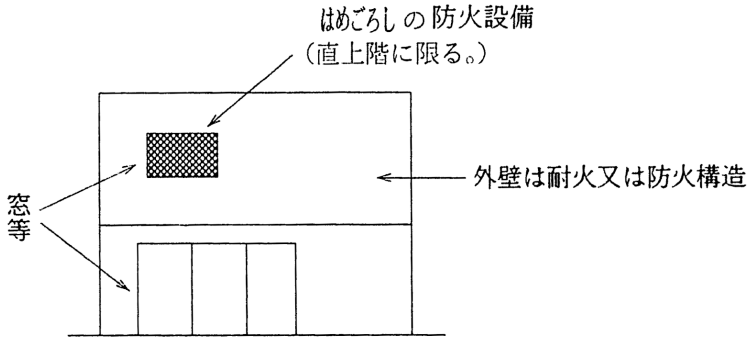

第14－３図　上階への延焼を防止するための措置例

イ　延焼のおそれのない部分

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9メートル以上である取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として認められるものである。（第14－４図参照）【昭46.7.27 消防予第106号】

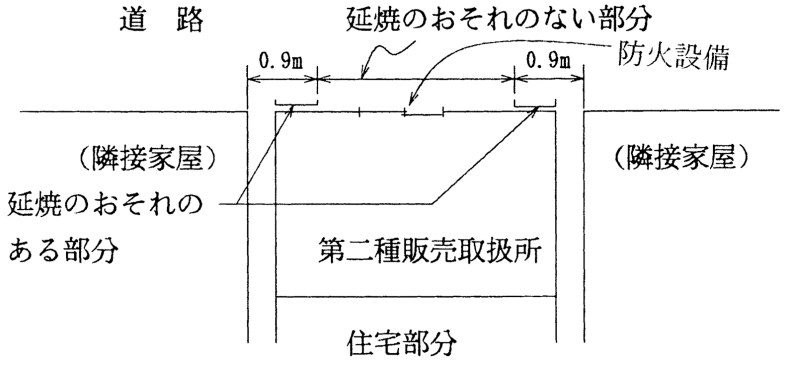

第14－４図
「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例